

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
福島県	飯館村	乳幼児	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成19年 2月診療分
		ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成		
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る)の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担 ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	金山町	乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
	昭和村	乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成19年 5月診療分
	大玉村	子育て 支援医療費	80	年齢15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成19年 10月診療分
	昭和村 (＊)	子ども	80	＊平成19年5月診療分から受託済みの乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
	磐梯町	乳幼児医療	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし				
		ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)				
	小野町	乳幼児医療	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
	小野町 (＊)	乳幼児医療 及び 小学生入院医療	80	＊平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入 院:0歳から中学校就学前までの者(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から小学校就学前までの児童(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし				
		飯館村 (＊)	乳幼児	80	＊平成19年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)				
	本宮市	乳幼児医療 及び 小学生医療	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成21年 1月診療分
	川俣町	こども医療	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
	古殿町	乳幼児 及び 小学生	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	平田村	乳幼児 及び児童	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	南会津町	乳幼児	80	0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	国見町	子ども医療	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年10月診療分
	三春町	子育て医療	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	古殿町(＊)	乳幼児医療及び児童・生徒医療	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	檜枝岐村	乳幼児	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
	本宮市(＊)	子ども	80	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児及び小学生医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	磐梯町(＊)	乳幼児及び児童	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→12歳までに拡大) 0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	平田村(＊)	こども	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	下郷町	子ども医療	80	0歳から中学校を卒業する月の末日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成22年10月診療分
	三春町(＊)	子育て支援医療	80	*平成21年10月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
	小野町(＊)	子ども医療	80	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療及び小学生入院医療について、制度名を変更し入院及び入院外の対象年齢を拡大 (入院:12歳まで、入院外:6歳まで→入院・入院外ともに中学校修了前までに拡大) 入院・入院外:0歳から中学校修了前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
	南会津町(＊)	子ども医療	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
	飯館村(＊)	乳幼児等	80	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成23年4月診療分
	磐梯町(＊)	乳幼児及び児童	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	会津若松市	子ども医療	80	入 院:0歳から中学校修了までの間にある者(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:0歳から小学校3年生修了までの間にある者(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成23年10月診療分
	大玉村(＊)	子育て支援医療	80	*平成19年10月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 18歳となる日の次の3月31日までの間にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	只見町	子ども	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (満15歳に達する日以後の最初の3月31日以前から翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日までにある者)。 ただし、当該退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者。 (生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない。)	なし		未就学児のみ 食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
	小野町 (*)	子ども	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成		
	須賀川市 鏡石町 天栄村 柳津町	こども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
	双葉町 浪江町	子ども	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	二本松市	子ども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	北塩原村	乳幼児 及び児童	80	出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	富岡町	乳幼児 及び子ども	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	大熊町	乳幼児 及び子ども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	会津美里町	乳幼児、児童 及び生徒	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	会津若松市 (*)	子ども	80	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:15歳まで、入院外:9歳まで→入院・入院外ともに18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	本宮市 (*)	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	国見町（＊）	子ども	80	*平成21年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
	川俣町（＊）	子ども	80	*平成21年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	下郷町（＊）	子ども	80	*平成22年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（義務教育修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	檜枝岐村（＊）	乳幼児	80	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	只見町（＊）	子ども	80	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない）					
	磐梯町（＊）	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	金山町（＊）	乳幼児及び子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	昭和村（＊）	子育て支援	80	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	古殿町（＊）	乳幼児及び児童・生徒等	80	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童・生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	平田村（＊）	こども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	三春町（＊）	子育て支援	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
	飯館村（＊）	乳幼児等	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	南会津町（＊）	子ども	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	猪苗代町	乳幼児及び児童	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者及び児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者を除く）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
	西会津町	子育て	80	*0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年3月診療分
	矢吹町	こども	80	*0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
	川内村	乳幼児及びこども	80	*18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	会津若松市 本宮市 国見町 川俣町 下郷町 磐梯町 南会津町（＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	須賀川市 鏡石町 天栄村 柳津町（＊）	こども	80	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
	二本松市（＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	大玉村（＊）	子育て支援	80	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	檜枝岐村（＊）	乳幼児	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし				
	只見町（＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない）					
	北塩原村（＊）	乳幼児及び児童	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
	猪苗代町（＊）	乳幼児及び児童	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者及び児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者を除く）					
	金山町（＊）	乳幼児及び子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	昭和村 三春町（＊）	子育て支援	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	古殿町（＊）	乳幼児及び児童・生徒等	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童・生徒等医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	平田村（＊）	こども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	小野町（＊）	子ども	80	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	富岡町 大熊町（＊）	乳幼児及び子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児及び子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	双葉町 浪江町（＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	飯館村（＊）	乳幼児等	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年3月診療分
	会津美里町（＊）	乳幼児、児童及び生徒	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児、児童及び生徒医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	広野町	乳幼児及び児童医療	80	*満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年4月診療分
	只見町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る）の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担 ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	会津坂下町	乳幼児及び児童	80	*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成28年12月診療分
	檜葉町	乳幼児及び子ども	80	*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	湯川村 葛尾村	子ども医療	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成29年4月診療分
	玉川村	乳幼児及び子ども医療	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	会津若松市	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
		重度心身障がい者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害等級が2級以上の者 2.身障手帳所持者であって、その障害等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。） 3.療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害の程度がAの者 4.療育手帳所持者であって、その障害の程度がBの者でかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級の者で、かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	湯川村	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年8月診療分
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	昭和村	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
	昭和村	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る） 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	川内村	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫の機能障害を有する者に限る。） 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	南会津町	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が2級以上の者 2. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。） 3. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	石川町	子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和2年 10月診療分
	南会津町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円（世帯単位）		対象外	県内の医療機関等	令和2年 11月診療分
	田村市	乳幼児及び児童	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和3年 2月診療分
	喜多方市	子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和3年 4月診療分
	白河市	こども医療費助成	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和3年 8月診療分
		重度心身障害者	82	市の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。（その他、市条例で定める住所地特例者も対象） 1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。） 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害程度等級が2級又は3級の者かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	柳津町	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級、2級又は3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級の者 5. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	西郷村	重度心身障害者	82	村の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。 (その他、村条例で定める住所地特例者も対象) 1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害程度等級が2級又は3級の者かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	泉崎村	重度心身障害者	82	村の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。 (その他、村条例で定める住所地特例者も対象) 1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害程度等級が2級又は3級の者かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	中島村	重度心身障害者	82	村の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。 (その他、村条例で定める住所地特例者も対象) 1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害程度等級が2級又は3級の者かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	矢吹町	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担なし ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	会津美里町	重度心身障がい者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級の者で、かつ、身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	田村市	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年11月診療分
	会津美里町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年11月診療分
	三島町	乳幼児及び子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者(ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和4年4月診療分
		ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	浅川町	乳幼児・子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者(ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和4年4月診療分
	南会津町	妊産婦	83	母子手帳の交付を受けた妊産婦であって、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産(流産及び死産を含む)した日の属する月の翌月の末日まで。 ただし、他の医療費助成(生活保護、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費等)を受けている者を除く。	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	三島町	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る) 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	金山町	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBで、かつ、身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ、身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ、療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	田村市	重度心身障害者	82	市の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。(その他、市条例で定める住所地特例者も対象) 1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	浅川町	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	入院時食事標準負担額の1/2	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	郡山市	こども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和4年7月診療分
	泉崎村	こども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和5年2月診療分
	中島村	こども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和5年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	下郷町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関	令和5年4月診療分
	下郷町	重度心身障害者	82	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 (2) 福島県療育手帳制度要綱(昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 (4) 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 (6) 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年4月診療分
	北塩原村	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者 (心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記 ①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年4月診療分
	棚倉町	妊産婦	83	妊娠4か月となる日の属する月の初日から出産(流産及び死産を含む。)の日の属する月の翌月の末日までの間にある者で、町内に住所を有する者 ただし、生活保護受給者、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭医療費の助成対象者を除く	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関	令和5年4月診療分
	磐梯町	重度心身障害者	82	(1)身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 (2)療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 (3)身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る)の者 (4)療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 (5)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 (6)保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳の交付を受けている方が、精神障害による疾患で入院した場合は、自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	会津坂下町	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る） 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害程度が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	三春町	重度心身障がい者	82	町の区域内に住所を有する次の重度心身障がい者。（その他、町条例で定める住所地特例者も対象） (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 (2) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）の者 (4) 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている在宅者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級の者 (6) 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	棚倉町	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫、又は肝臓の機能障害を有する者に限る）の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	小野町	重度	82	1.身体障害者手帳所持者1級、2級 2.療育手帳保持者A 3.身体障害者手帳所持者3級（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、肝臓、小腸、免疫の機能障害） 4.療育手帳所持者Bで身体障害者手帳所持者 5.精神保健福祉手帳所持者1級 6.精神保健福祉手帳所持者2級、3級であって身体障害者手帳所持者 7.精神保健福祉手帳所持者2級、3級であって療育手帳所持者	① 精神保健福祉手帳所持者が精神障害による疾患で入院した場合は対象外 ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	棚倉町	こども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし	なし	食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和5年10月診療分
	浅川町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年11月診療分
	会津美里町（*）	ひとり親家庭	81	*令和3年11月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、自己負担額を廃止 ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年11月診療分
	西郷村	こども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし	なし	食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和6年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	石川町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	葛尾村	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る) 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	鏡石町	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	猪苗代町	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級、2級又は3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る)の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 5. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	平田村	重度心身障がい者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	田村市(＊)	ひとり親家庭	81	令和3年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、自己負担額を変更 ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 11月診療分
	塙町	重度心身障がい者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る) 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	石川町	重度心身障害者	82	1.身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.福島県療育手帳制度要綱(昭和49年規第15号。福島県厚生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害程度が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年8月診療分
福島県	塙町	乳幼児・子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和7年10月診療分
福島県	玉川村	重度心身障がい者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級又は3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 2.福島県療育手帳制度要綱(昭和49年2月1日付け49規第15号福島県厚生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 4.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 5.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ、身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ、療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年8月診療分
福島県	広野町	重度心身障がい者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年8月診療分
福島県	矢祭町	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 ※ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない	なし	なし	食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和8年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。